

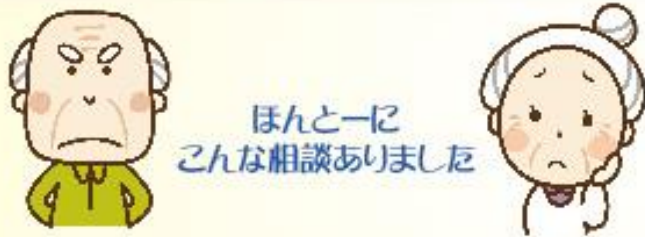
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.48

発行：東濃西部広域行政事務組合

ポイントカード

皆さんは商品を購入する際、「ポイント」についてどれくらい意識していますか？近年、販売促進や顧客囲い込みのために様々な企業がポイントを発行しています。窓口には「ポイントが付くと思って商品を購入したが、つかなかった」とか「たまっていたポイントが、期限切れで使えなかった」という相談がありました。現在、企業がサービスとして無償で発行したポイントを保護する明確な法律はないため、トラブルにあっても、救済が難しいのが現状です。ポイントの運用は、基本的には事業者の定めた規約に沿ったものになります。つまり、消費者が特典を受けるためには、それぞれ決められた条件の中でポイントを利用し、サービスの提供を受ける必要があります。有効期限や付与条件、利用条件などは、運営会社のHP等の規約でしっかりと確認しましょう。



電子マネー機能付きクレジットカードを持っている。クレジットカードの更新のため、新しいカードが送られてきたので、電子マネーのチャージ残高が5000円あるのに気付かず、古いカードにはさみを入れて使用不可にしてしまった。

相談者が持っているカードは、クレジットカード更新時に電子マネー残高の新カードへの移行はしない旨の書類が入っていました。最近のクレジットカードは、複数の機能を持っている場合があります。更新カードに同封されてくる書類には、必ず一通り目を通しましょう。不明な点は事前に事業者を確認しましょう。困った時は、ご相談ください。

9月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■ 14件
訪問販売	■■■■■■■ 8件
訪問購入	0件
通信販売	■■■■■■■■■ 26件
連鎖販売	0件
電話勧誘	■■■ 11件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	■■■■■ 6件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活圏ですが、生活圏以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業